

○和泉市男女共同参画審議会規則

平成19年8月5日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市男女共同参画推進条例（平成19年和泉市条例第23号）に定めるもののほか、和泉市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の招集の特例)

第4条 会長は、災害その他の理由により審議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(令2規則34・追加)

(部会)

第5条 審議会に、その円滑な運営を図るため部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告する。

(令2規則34・旧第4条繰下)

(関係者の出席等)

第6条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(令2規則34・旧第5条繰下)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、男女共同参画担当部署において行う。

(令2規則34・旧第6条繰下)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則34・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則 (令和2年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。